

通知預金規定

第1条（預入れの最低金額）

通知預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口10,000円以上とします。
通帳式での預入れのときは必ず当該通帳を持参してください。

第2条（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- （2）この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

第3条（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式は証書と引換に、通帳式は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

第4条（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- （2）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （3）この預金の付利単位は1,000円とします。

第5条（取引の制限等）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- （2）1年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- （3）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第6条（預金の解約）

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 通帳式での解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- (4) 次の各号に該当し該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することにより、この預金を解約することができるものとします。
- ①第8条の暴力団排除事項の準用が適用される場合
 - ②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第5条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑤第5条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑥前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

第7条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

第8条（暴力団排除事項の準用）

この預金には、「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」第3条および第5条第4項の規定が適用されるものとします。

以上

（令和2年1月6日改定）